様式第五十三の次に次の三様式を加える。

様式第五十四（第41条関係）

表

第　　号 放射線検査官身分証明書 職　　名 氏　　名 生年月日 上記の者は、放射線検査官であることを証明する。 年　　月　　日交付 文部科学大臣 印	写 真 印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の２　文部科学大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（国土交通大臣にあつては第18条第１項、第２項及び第４項並びに第33条第１項及び第４項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条第６項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（文部科学大臣にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、許可届出使用者（表示付認証機器届出使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第55条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

十三　第43条の２第１項又は第２項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。

様式第五十五（第41条関係）

表

第　　号 立入検査職員身分証明書 職　　名 氏　　名 生年月日 上記の者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の２第２項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。 年　　月　　日交付 文部科学大臣 印	写 真 印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

第43条の２　（第１項略）

２　文部科学大臣は、前項の規定による立入検査、質問及び収去のほか、第30条の２第１項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を収去させることができる。

３　前２項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第55条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

十三　第43条の２第１項又は第２項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。

様式第五十六（第42条第１項関係）

フレキシブルディスク提出票

年　　月　　日

文部科学大臣　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第42条第１項の規定によりコード番号：
のフレキシブルディスクを提出致します。

工場又は事業所	名　　称	
	所　在　地	郵便番号（　　） 都道府県 電話番号（　　）